

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成二十年政令第二百四十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（次条において「法」という。）第二条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第二条 法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>（新設）</p>